

契 約 書 案

物品の売買について、買受人 群馬県知事 山本一太（以下「甲」という。）と売渡人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（契約の対象となる物品名等）

第1条 契約する物品名、規格、単位、単価、契約期間、納入期限、納入場所及び納入方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 物品名、規格、単位、単価 別紙のとおり
- (2) 契約期間 令和6年5月14日から令和7年3月31日まで
- (3) 納入期限 発注の日から起算して3日以内
- (4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター内 SPD センター、群馬県立がんセンター事務局、群馬県立精神医療センター事務局、群馬県立小児医療センター内 SPD センター 群馬県病院局経営戦略課（群馬県庁 13 階）
- (5) 納入方法 発注をした部署ごとに梱包及び表示した上で納入する

（納入通知及び検査）

第2条 乙は物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を甲に通知し、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

（代金の請求及び支払）

第3条 乙は、甲が指定する、当月分の納品集計表を添付した、当該病院長（経営戦略課においては群馬県知事）あての請求書を、翌月 10 日までに当該病院等に提出することにより支払請求をするものとする。ただし、3 月分については同月末日に請求書を提出するものとする。

甲は、物品の引渡しを受けた後、乙から提出された適法な請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

消費税額及び地方消費税額は、売買契約の際の数量（売買代金を請求する際の数量）に単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、甲は乙から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。

（契約変更）

第4条 契約期間中、著しい物価の変動その他により契約改定の必要があるときは、甲乙両者協議の上、改定を行うものとする。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに期すべき事由により、契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (6) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損額が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第7条 乙が、第5条第2項並びに第6条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第9条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(財務規程の適用)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号）の定めるところによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙両者協議の上、定めるものとする。

以上契約の締結を証するため契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月13日

甲 前橋市大手町1-1-1
群馬県知事 山本 一 太

乙